



平成25年1月30日

海事局海技課

内航海運事業者の自社船を活用した乗船実習を平成25年10月より開始
～即戦力を備えた四級海技士養成のため、内航海運業界において
初めて官民連携による乗船実習を実施します～

- 内航海運事業者の自社船を活用した乗船実習(社船実習)を平成25年10月より開始
- これまでの(独)航海訓練所練習船による実習に加え、社船による実践的な実習を行うことで、即戦力を備えた船員を養成

内航海運業界においては、船員の高齢化とともに中長期的な船員不足が危惧されており、内航海運事業者からは、即戦力、実践力を備えた新人船員の育成が求められています。

このため、平成24年3月にとりまとめられた「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会報告」において、(独)航海訓練所練習船による基礎実習と、海運事業者の自社船による実践的な実習(社船実習)の組み合わせにより、内航船員として就職後直ぐに求められる知識、技術を早期に習得することが期待されることから、内航海運事業者の貨物船等を活用した社船実習の導入が提言されました。

これを受け、国土交通省海事局では、日本内航海運組合総連合会(内航総連)、内航海運事業者、及び船員教育機関((独)海技教育機構・(独)航海訓練所)と協議を重ね、社船実習船の設備基準、教員要件、航機両用訓練カリキュラム等の具体的な実施内容について検討を行ってきたところです。

この度、平成25年10月1日より(独)海技教育機構の海上技術短期大学校(専修科)の学生に対して、平成26年7月1日より海上技術学校(乗船実習科)の生徒を対象とした社船実習を開始することとなりました。

具体的には、現在(独)航海訓練所で実施している海上技術学校・短期大学校の生徒・学生に対する四級海技士養成のための9か月の乗船実習のうち、後期3か月について内航貨物船等を活用し、官民連携による乗船実習を実施するものです。

海事局では、内航総連と連携して内航海運事業者を対象とした説明会を開催し、関係者への周知を図り、社船実習に参画する内航海運事業者を拡大していくことを目指しています。

【説明会開催予定】

関東地区：2月18日、関西地区：2月22日

(添付資料) 社船実習の実施に係る基準等については、別添のとおりです。

【問い合わせ先】 国土交通省（代表） : 03-5253-8111

海事局 海技課 船員教育室(直通) : 03-5253-8650

FAX : 03-5253-1646

担当者：川路（内線 45-175）、近藤（内線 45-173）

社船実習の実施に係る基準等について

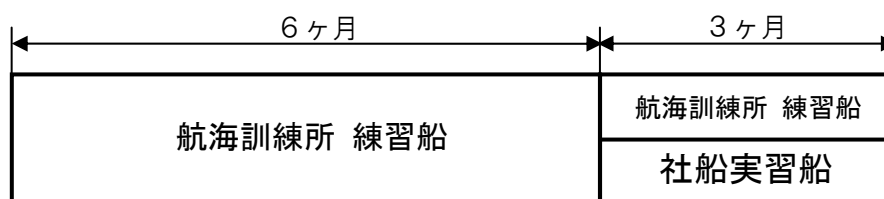
社船実習は主に次の基準で実施されます。

(1) 社船実習船

- 「沿海区域」以上を航行する総トン数 1000 トン以上の船舶で実習を実施することとなります。
- 船舶に搭載する設備としては、実習生に対して航海・機関両方の訓練を行うため、
航海船橋には、海図机、海図、ジャイロコンパス、レーダー
機関室には、出力装置、補機、電気設備、自動制御装置が必要となります。
- 実習生を指導する教員は、四級海技士以上の海技免状を保有している船長、機関長、航海士、機関士である必要があります。

(2) 社船実習の内容

- 現在、航海訓練所で行っている四級海技士養成のための9ヶ月の乗船実習のうち、最後の3ヶ月について内航海運事業者の貨物船等において、社船実習を行います。



- 実習内容は、航海訓練所が行っている航海・機関の両用カリキュラムの他、荷役作業といった実務的な内容も実施し、実習生が就職後直ちに求められる知識、技術を早期に習得することを図ります。

(3) 参加予定の内航海運事業者

第一中央船舶(株)、新和内航海運(株)、太平洋沿海汽船(株)、鶴見サンマリン(株)、旭マリン(株) 等